

令和元年（行ウ）第275号、第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件
原 告 鈴木陸郎 ほか47名
被 告 国

準備書面(10)

令和3年12月10日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人

石井 広太朗

井上 恵理子

志村 直之

林智彦

酒井 由美子

栗野 彰人

田上 博道

白井 貴之

沼田 博男

角銅 進

山本 晃



坂本 浩一



新海 一輝



早川 航平



第1 PM2.5と光化学オキシダントについて	4
1 PM2.5	4
(1) 原告らの主張	4
(2) 被告の反論	4
2 光化学オキシダント	7
(1) 原告らの主張	7
(2) 被告の反論	7
第2 合理化ガイドラインによる簡略化が適法に行われていること（空白期間の存在について）	8
1 原告らの主張	8
2 被告の反論	9
第3 合理化条件が満たされていること（簡略化各論）	10
1 排ガス	11
(1) リプレース前後の比較について	11
(2) 学校等の施設への着地濃度の調査について	12
(3) 予測地点を半径10km圏内の地点としたことについて	14
(4) 二酸化窒素の短期暴露の指針値を超える地点が存することについて	15
(5) 予測地点を一般局に限定し、自排局を含めなかつたことについて	16
(6) 新たな測定局を設けておくべきとまではいえないこと	18
2 溫排水について	18
(1) 漁業への影響を評価対象とすべきである旨の原告らの主張について	18
(2) その他の主張について	20
3 撤去工事	21

被告は、本準備書面において、原告らの2021年（令和3年）7月30日付け準備書面14（以下「原告準備書面14」という。）に対して必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 PM2.5と光化学オキシダントについて

1 PM2.5

(1) 原告らの主張

原告らは、①環境影響評価法の制度の趣旨からは、可能な限りの手法を取ることが求められていることから、取り得る手法があれば取ることがその趣旨にかなう旨主張した上で、②定量的な影響を予測・評価する手法が確立していないPM2.5についても、予測・評価すべき旨主張する（原告準備書面14・9及び10ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかしながら、①につき、被告準備書面(6)（40ページ）で述べたとおり、事業者には、「事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか」について検討が求められるのであり（発電所アセス省令29条等）、「事業者により実行可能な範囲内」であるかは、技術的な実行可能性のほか、措置の効果の程度、他の項目への影響の程度、事業目的との関係性等について総合的に検討される（乙51・314及び315ページ）。

そのため、「『思いつき』のレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等」を講じることなどは求められないのであり（乙51・333及び334ページ参照），事業者において実行可能なより良い対策を採用し、環境影響を可能な限り回避、低減するとい

う意味において「ベスト追求型」なのであり、これは環境保全等のために常に最高水準の措置を講じることまでが求められるものではない。

イ その上、②につき、環境影響評価の項目は、主務省令（本件においては発電所アセス省令）で定めるところによって選定するものであり（環境影響評価法11条1項），主務省令は、環境基本法14条各号に掲げる事項の確保を旨として、「既に得られている科学的知見に基づき」，主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとされている（環境影響評価法11条4項）。

そして、PM2.5については、平成21年9月9日に環境基本法16条1項の規定による環境基準が定められており、環境基準は、同法14条各号に掲げる事項の確保の指針となるものであるから、主務省令である発電所アセス省令において環境影響評価の項目を選定するに当たり、PM2.5を参考項目とするかどうかについて検討を要するものであることは否定しない。

しかし、PM2.5については、既に被告準備書面(6)（5ないし12ページ）で述べたとおり、現在においても、予測・調査手法が確立しておらず、技術手法の開発を進めるべきとされる段階にあり、「既に得られている科学的知見に基づいて定められるべき主務省令である発電所アセス省令において、参考項目として選定されるべき状況にはなかったと認められる。

ウ 以上のとおり、PM2.5については、「既に得られている科学的知見に基づく限り（環境影響評価法11条4項），現段階において、参考項目にするには、なお科学的に検討を要する段階にあることから、これを参考項目としていないものであり、PM2.5について予測・評価の対象としないことが違法とは認められない。

工 なお、原告らは、「PM2.5に関する先行的な環境アセスメントのための手法と課題」(甲200。以下「手法と課題」という。)において、PM2.5の環境影響評価においても、PM2.5の一次生成粒子及び二次生成粒子の前駆物質の排出が伴う事業を対象に、予測・評価の実施を検討する必要がある、「PM2.5では(中略)事業特性や地域特性を踏まえつつ、排出量に基づいた評価あるいは濃度予測に基づいた評価のいずれかで評価を行う。」などと記載されていること(同37及び39ページ)を根拠に、PM2.5についても調査・予測・評価されるべきである旨主張するようである(原告準備書面14・9及び10ページ)。

しかしながら、「手法と課題」のうち、前者の記載は、「予測・評価の実施を検討する必要がある」と述べるにとどまっている上、後者の記載についても、その直後に、「二次生成粒子の予測は、科学的知見が蓄積されるまでは行わないことを基本とする。ただし、非常に大規模な事業で、二次生成粒子の影響が広範囲にわたる場合には、二次生成粒子に係る予測・評価についても検討することが推奨される。」と述べられているにとどまり、なお「基本」としては、一次生成粒子及び二次生成粒子の前駆物質のみの予測・評価の実施を検討する必要があるとされているのであって、原告らの主張の根拠となるものではない。

既に被告準備書面(6)(16ないし19ページ)でも述べたとおり、環境中のPM2.5については、一次的に排出される粒子(一次生成粒子)とNOx等の前駆物質から大気環境中の光化学反応によって生成される粒子(二次生成粒子)から成り、その比率は2対8とも言われているところ、二次生成粒子については大気環境中の挙動が複雑であること、原因物質の排出源が多様であること等の課題がある。

そこで、かかるPM2.5の特性を踏まえ、二次生成粒子につき、予測・評価手法が確立していない段階で、事業者が予測・評価を実施せず、そ

の前駆物質となるNO_x等の排出抑制のための対策に最先端の設備を導入することにとどめ、その限度で大気環境中のPM2.5の低減を図ろうとすることには一定の合理性が認められる。

また、かかる理解は、発電所アセス省令21条1項が、環境影響評価の項目の選定において、「影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより」と規定していることによっても裏付けられているといえる。

したがって、PM2.5について、環境影響評価の項目として選定し、確立していない技術を用いてでも調査・予測・評価を行わなければ当該手続きには瑕疵があるという原告らの主張は理由がない。

2 光化学オキシダント

(1) 原告らの主張

原告らは、光化学オキシダントについては、原因物質の一つであるVOCの排出規制が開始されていること、VOC濃度の測定法が存在すること等を前提に、VOC濃度と光化学オキシダントの関係については、相関関係があるといわれているなどとして、VOC排出濃度を把握することにより、光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価することは可能であり、事業者に対し光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価を求めるとは何ら不可能を強いるものではない旨主張する（原告準備書面14・11ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、原告らは、VOC濃度と光化学オキシダントの間に相関関係があるといわれていることを根拠に、VOC排出濃度を把握することにより、光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価することは可能であると主張するにとどまり、実際に、本件発電所からのVOC排出濃度を把握することによって、光化学オキシダントの環境影響の予測・評価が可能なことにつき、何ら主張立証していない。

被告準備書面(6)（12ないし15ページ）で述べたとおり、大気・騒音

振動部会微小粒子状物質等専門委員会の検討状況等のとおり、光化学オキシダントについては、一次生成がなく、大気環境中における生成機構も複雑であるため、個別事業の実施による影響の予測・評価の手法の確立には、大気環境中における生成機構の解明やこの生成機構に個別排出源から排出される NO_x や VOC がどのように影響するかについて、更なる知見の蓄積が必要であるものと認められる。

したがって、光化学オキシダントについても、「既に得られている科学的知見に基づき」（環境影響評価法 11 条 1 及び 4 項）定められるべき主務省令である発電所アセス省令において、環境影響評価の項目として規定されるべき状況にはなかったと認められるから、光化学オキシダントについて環境影響評価の項目として選定せず、調査・予測・評価を行っていないことをもって、本件の環境影響評価に違法の瑕疵があるとする原告らの主張には、理由がない。

第2 合理化ガイドラインによる簡略化が適法に行われていること（空白期間の存在について）

1 原告らの主張

原告らは、発電所アセス省令 23 条 2 項 3 号における「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」という規定に簡略化の根拠があることに照らせば、「環境影響の程度が明らか」といえる事例でなければ簡略化が認められないことは明らかであるし、また、リプレース案件における環境影響評価を簡略化する際には、リプレースによって環境影響が現実の影響として「低減する」（非悪化を含む）といえなければならず、空白期間があり、あるいは、直近において旧発電所の稼働割合が低かった状況を無視して、定格出力値等による架空の環境影響と比較することには何らの合理性もないと主張する（原告準備書面 14・21 及び 22 ページ。なお、温排水についての同 36 ページの主張も同旨）。

を述べるものと解される。)。

2 被告の反論

(1) しかしながら、被告準備書面(4)（24ページ）及び被告準備書面(7)（16及び17ページ）でも述べたとおり、火力発電所リプレースは、通常、数十年にわたり稼働されてきた実績のある火力発電設備とほぼ同じ地点において、より高性能な発電設備を設置することにより、温室効果ガスや大気汚染物質等の環境負荷が旧発電所の設備の稼働時と比べて改善するものである。

ふえんすれば、リプレースした新設発電所が稼働しても、立地その他の条件が旧発電所と同一である以上、定格出力値その他時間当たりの最大汚染物質排出量が低減される場合には、その環境影響の程度も旧発電所のときと同じかこれを下回ることが明らかである。このことから、リプレースの場合においては、発電所アセス省令23条2項3号の「類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかである」といえ、参考手法よりも簡略化された調査又は予測の手法を選定することができると解される。

(2) これに対し、原告らは、リプレース案件において環境影響評価手続を簡略化するには、リプレースによって現実の環境影響が低減する必要があると主張するが、いうまでもなく新設発電所による現実の環境影響が稼働後に初めて把握されるものである以上、旧発電所との比較に当たっては定格出力値その他時間当たりの最大汚染物質排出量等の指標を用いるほかなく、旧発電所との比較はかかる指標を揃える必要がある上、旧発電所と立地その他の条件が同一である以上、定格出力値等の指標を使っても環境影響の程度としては明らかになるのであるから、原告らの主張は当を得たものとはいえない。

ここで検討しているのは簡略化された手続という、環境影響評価手続の手法の選択に係る要件にすぎず、旧発電所と比較して現実の環境影響の程度が低減するという条件を満たした場合に初めて簡略化が許されるというような性格のものでもない。

すなわち、合理化ガイドラインに、「ただし、合理化手法を適用した評価にあたっては、単に、現状より改善されること又は非悪化であることのみを以て十分とするのではなく、予測結果をもとに、従来どおり、発電所アセス省令第26条各号の留意事項に基づき、評価を行うことが必要である。」と記載されている（乙20・4ページ）とおり、調査方法等が簡略化された場合であっても、それに基づく評価については通常の環境影響評価法に基づく評価が必要とされているところであり、実際にも、被告準備書面(7)（14及び15ページ）で述べたとおり、大気質や温排水の一部について合理化手法を適用しているものの、大気質や温排水の環境影響予測評価については、合理的な手法により調査・予測・評価を十分に行っているところである。

(3) また、原告らは、空白期間が長期に及ぶ場合には、それ以後のリプレースによって環境影響が悪化することになるから、簡略化を許容する必要性・合理性は存しないとも主張する（原告準備書面14・23ページ）。

しかしながら、上記主張は、新設発電所と旧発電所とで比較することになる「環境影響の程度」の指標を、実際の大気汚染物質の排出量等、実際の環境影響の程度と設定することを前提とするものであるところ、かかる前提自体が当を得ないものであることは上記(2)で述べたとおりである。すなわち、上記主張は、簡略化の要件については、発電所アセス省令23条2項3号が、「類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること」と規定しており、環境影響が低減することを実測値により明らかにすることを簡略化の要件として義務付ける規定は存在しないこと、新設発電所につき環境影響の程度を比較するには、いまだ新設発電所が稼働していない状況において、定格出力値等の比較しか行い得ないことを看過したものであることから、上記主張もやはり理由がない。

第3 合理化条件が満たされていること（簡略化各論）

1 排ガス

(1) リプレース前後の比較について

ア 1時間値について

(ア) 原告らは、環境影響評価の簡易化・迅速化という合理化ガイドラインの趣旨からして、合理化条件について詳細な予測結果を求めるのは適切でないから、新設発電所の排出量の予測結果を求めるのは適切でないしながらも、旧発電所の排出量は既に資料として存するのであるから、旧発電所の排出量としては実際の排出量を比較対象とすべきである旨主張する（原告準備書面14・23ないし25ページ）。

しかしながら、新設発電所の排出量に係る予測につき、定格出力値を用いるのであれば、旧発電所の排出量の値についても、定格出力値を使用して比較指標をそろえた上で比較しなければ、比較の意味をなさないことは明らかであるから、原告らの主張は当を得ないものである。

(イ) さらに、原告らは、上記のように旧発電所の排出量を定格出力で比較するという合理化ガイドラインの規定が、可能な限り実際上の環境負荷を評価することを求めるという環境アセス制度の趣旨に反し無効であるとも主張する（原告準備書面14・25ページ）。

しかしながら、上記のとおり、同じ比較指標同士を比較してこそ意味があるというべきであるから、原告らの主張は前提において誤っている。そもそも、原告らのいう環境アセス制度の趣旨というのは環境影響評価法に規定されたものでなく、独自の解釈といわざるを得ない。

イ 年間値について

(ア) また、原告らは、既設稼働時（現状）の年間の排出量につき、合理化ガイドライン（15ページ）に、「リプレース前については当該発電所の運用経歴を考慮の上、適切な設備利用率を設定」するものとさ

れているところ、可能な限り実際上の環境負荷を評価することを求めるなどという環境影響評価制度の趣旨からすれば、実際の具体的な排出量の数値が存するのであればその数値を基礎にすべきであり、抽象的な計算では足りない旨主張する（原告準備書面14・25ページ、原告準備書面15・132ページ）。

(イ) しかしながら、既に述べたように、原告らのいう環境影響評価制度の趣旨の理解自体が適切でない上、合理化ガイドライン（乙20・15ページ）「※1」の第1項により過去の年間排出量（設備利用率）を利用できる場合としては、過去に環境影響評価を実施した場合に限られているところ、本件の旧発電所では環境影響評価を実施したことはなかったこと、その他本件では、「適切な設備利用率」の設定に当たって考慮すべき事項の第2、3項のいずれにも該当しなかったことから、第4項として、過去の最大設備利用率を採用した（乙8・486ページ）ものである。このように、リプレース前である既設稼働時（現状）の年間の排出量につき過去の最大設備利用率を採用しても、リプレース後についても想定し得る最大設備利用率を用いて、両者を比較しているのであるから、適切な手法であると認められる。

したがって、原告らの主張は理由がない。

(2) 学校等の施設への着地濃度の調査について

ア 原告らの主張

原告らは、学校等の施設が、発電所アセス省令25条1項3号にいう「当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点」に該当するから、

*1 なお、合理化ガイドライン15ページ「※1」の第3項については、リプレース前の排出量の年間値の基礎について、事業者の内部的な計画値である「計画稼働率」をもって評価するものであるところ、本件の既設発電所においては、「計画稼働率」として定められた数値も存しなかったことから、第3項を適用しなかったものである。

重点把握地点と定める等、より詳細な調査・予測手法が選定されるべきである、また、学校や病院が、本件評価書（乙8・193及び194ページ）において、「環境保全についての配慮が特に必要」とされていることから、やはり測定がなされるべきであるとも主張する（原告準備書面14・28ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、本件評価書（乙8・193ページ）において、学校や病院につき「環境保全についての配慮が特に必要」とされているのは、発電所アセス省令4条1項2号口(5)において、事業実施想定区域の周辺の社会的状況の情報を把握する対象として、「学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」とされていることに基づくものであるが、それは、学校や病院といった「環境保全についての配慮が特に必要」な施設そのものを社会的状況の把握の一環として調査の対象とするものにすぎない。

それに対し、学校等の施設が、発電所アセス省令25条1項3号にいう「当該保全すべき対象」に該当するとしても、同号にいう「当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点」とは、「予測に適切かつ効果的である地点」の例示として、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点が規定されているにとどまるから、同号により、必ずしも、保全すべき対象である学校等の施設そのものを予測地点とすることが義務づけられるものではない。

そして、本件環境影響評価手続では、被告準備書面(7)（27ないし29ページ）で述べたとおり、発電所の稼働による大気汚染物質の影響の評価につき、学校等の施設を含む発電所を中心とした半径20kmの範囲の予測地域のうち、発電所排ガスの最大影響となると予測した地点（最大着地濃度出現距離2.2km）を予測地点とし、上記予測地域全域における

発電所の影響（着地濃度）がその最大値以下になることを示すという手法を探っていることからして、学校等の施設ではなく、予測地点たる最大着地濃度出現距離2.2kmの地点を「環境影響を的確に把握できる地点」として予測を行ったものと認められる。

したがって、原告らの主張は理由がない。

(3) 予測地点を半径10km圏内の地点としたことについて

ア 原告らの主張

さらに、原告らは、手引（乙50・278ページ）において、予測地点を選定するに際しての観点として「住居地域等保全の対象となる地域が存在する」等が挙がっていることを根拠に、本件発電所の周辺において保全の対象となるべき学校、病院は半径10km圏内にとどまらず、20km圏内に及んでいる（乙8・576ページ）から、その範囲を予測地点とすべきであったのに、公設局として発電所周囲10km圏内の一般局を選定したのは違法である旨主張するようである（原告準備書面14・28ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、本件環境影響評価手続においては、上記(2)で述べたとおり、発電所の稼働による大気汚染物質による環境影響の評価につき、学校等の施設を含む、発電所を中心とした半径20kmの範囲の予測地域のうち、排ガスの最大影響となると予測した地点（最大着地濃度出現距離2.2km）を予測地点とし、上記予測地域全域における発電所の影響（着地濃度）がその最大値以下になることを示すという手法を探っている。その上で、公設局として発電所周囲10km圏内の一般局を選定したのは、最大着地濃度出現距離2.2kmに存する予測地点における将来バックグラウンド濃度を設定するに当たり、その地点周辺の地域の大気環境を常時監視していると考えられる発電所周囲10kmの範囲を選択したものにすぎ

ない。

そうすると、本件環境影響評価は、発電所による影響が最大となる場合について予測評価することにより、発電所を中心とした半径20kmの範囲の予測地域全域における発電所の影響（着地濃度）がその最大値以下になることを示している。

したがって、予測地点を半径10km圏内にとどめず20km範囲内に設定すべきであったとの原告らの主張は理由がない。

(4) 二酸化窒素の短期暴露の指針値を超える地点が存することについて

ア 原告らの主張

原告らは、横須賀市西行政センター等の平成23年度のNO_x濃度が短期曝露の指針値を超えているから、かかる地点を予測評価地点としないのは適正でない旨主張する（原告準備書面14・33ページ）。

原告らの述べる趣旨は、原告準備書面8（27ページ）で指摘するよう横須賀市西行政センターの平成23年度の濃度（一時間値）は0.098ppmであり（乙8・583ページ），これに寄与濃度0.0047ppm（同702ページ）を加えれば、短期暴露指針の下限値である0.1ppmを超えるというものと解される。

イ 被告の反論

(ア) しかしながら、被告準備書面(7)（29及び30ページ）で述べたとおり、そもそも、短期暴露の指針値（0.1～0.2ppm）の下限値である0.1ppmを超えることをもって直ちに短期暴露の指針値を超えているとされるものではない。

また、横須賀市西行政センター等は予測地点とされてはいないものの、上記(3)で述べたとおり、本件環境影響評価において、予測地点は予測地域全域の中の最大着地濃度出現距離2.2kmの地点としており、横須賀市西行政センター等はその最大値以下の地点と位置づけら

されることになる。さらに、原告らの指摘する一時間値というのは平成23年度の数値であるところ、本件発電所周辺の環境中の濃度は、調査期間（平成23年度から平成27年度の5年間）中において、低下後はそのまま横ばいとなっており（乙8・583ページ）、このような推移の状況を踏まえれば、将来の推移を想定して、平成23年度の値ではなく、直近の平成27年度の値を基礎として考慮するのが合理的であるといえる。

したがって、平成23年度のNOx濃度が高い横須賀市西行政センター等を予測評価地点としないことが不適正であるとはいえず、原告らの主張は理由がない。

(イ) なお、原告らは、久里浜の住宅地が「最も影響を受けやすい」のに、測定局がなく、その地点の測定がないことを指摘するが、上記(3)でも述べたとおり、久里浜の住宅地を含む発電所を中心とした半径20kmの範囲の予測地域のうち発電所排ガスの影響が最大となる地点は風下距離約2.2kmの地点であり、上記予測地域全域における発電所の影響（着地濃度）が最大値以下となるのであるから、原告らの上記指摘には理由がない。

(5) 予測地点を一般局に限定し、自排局を含めなかつことについて

ア 原告らの主張

原告らは、「自排局において、自動車排出ガスが監視対象になっているのは、自動車排出ガスが人の健康に影響を及ぼすからであり、自排局が設置されている場所は、自動車排ガスによる汚染の影響が大きい」とした上で、「自排局が設置されている地域は、（中略）発電所アセス省令23条3項にいう、『既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域』に該当する」として、自排局での測定結果も評価に加えるべきである旨主張する（原告準備書面14・31ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、既に被告準備書面(7)（25ないし27ページ）で述べたとおり、発電所アセス省令23条1項2号が火力発電所に係る環境影響の調査、予測及び評価に係る参考手法として挙げる同省令別表第7においては、大気汚染物質の環境影響の調査を行う地点について、いずれも「拡散の特性を踏まえ」「調査地域における」「環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点」と定めているところ、環境省通知（乙56）によれば、一般局の設置は、「一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。」（なお、下線は引用者による。）ものとされているのに對し、自排局の設置は、「自動車排出ガスによる大気汚染の状況が効率的に監視できるよう（中略）設置する。」ものとされていることからすると、発電所の稼働による大気汚染物質の環境影響の評価は、発電所の稼働によって、住宅地等の一般的な生活環境にどのような影響が及ぶかを評価するものであるから、調査、予測及び評価を行う地点としては、一般局を選定するのが適切かつ効果的であると認められる。

さらに、一般社団法人日本環境アセスメント協会が環境省の「平成27年度環境影響評価技術手法調査検討業務」報告書として作成した「環境アセスメント技術ガイド大気環境・水環境・土壤環境・環境負荷」においては、大気質の状況について、住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するためには、事業実施区域に最も近隣の一般局のデータを基本として収集し、道路沿道における大気汚染の状況については、対象事業により影響を及ぼすと考えられる路線沿線の自排局のデータの収集を基本とすることとされていること（乙61）が認められる。

以上に照らすと、本件環境影響評価において調査、予測及び評価を行う

地点としては、一般局を選定するのが適切かつ効果的であるといえ、自排局を加えないことが誤りであるとは認められない。

(6) 新たな測定局を設けておくべきとまではいえないこと

原告らは、手引で現地調査が原則的に省略されていることは認めつつも、手引（乙50・269ページ）に、「予測・評価に十分な情報が得られない場合には、事業者が新たに測定局を設置する」と記載されていることを根拠として、新たに測定局を設けておくべきであったと主張するようである。

しかしながら、手引の上記記載は、十分な情報を得る目安として、「調査地点数は、10地点程度を標準とする。」とされているところ、これに足りない場合のことを指しているから、手引の上記記載は原告らの主張の根拠たり得ず、原告らの上記主張は理由がない。

2 溫排水について

(1) 漁業への影響を評価対象とすべきである旨の原告らの主張について

ア 原告らの主張

温排水により影響を受ける環境要素である「水温」については、同省令22条1項1号が、方法書段階における環境影響評価項目に係る手法の選定につき、「環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」を選定するものと規定しているところ、原告らは、環境基本法2条3項が「人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む」と規定していることを根拠に、同省令22条1項1号の「生活環境」には、重要な漁業資源である魚介類及び藻類も含まれ、それらに及ぼす環境影響をも調査・予測が必要となるのに、それがなされておらず、重大な手続的瑕疵がある旨主張する（原告準備書面14・38及び39ページ）。

イ 被告の反論

(ア) しかしながら、被告準備書面(7)（37ページ）で述べたとおり、発

電所アセス省令22条1項1号所定の「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」によって調査・予測・評価すべき対象は、環境要素とされている「水温」への影響そのものであって、その改変の結果として魚介類・藻類に及ぼす影響を調査・予測・評価することはあるが、「重要な漁業資源」への影響を計る指標となる漁獲高等漁業への直接的な影響についてまで調査・予測・評価することまでは求められていない。そもそも、環境影響として把握すべき対象となる「生活環境」に、「人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境」が含まれるとしても、動植物を資源と捉えた場合の漁獲高等漁業資源への直接的な影響までも調査・予測の対象に含まれるものと解することには無理がある。

このような解釈は、被告準備書面(7)（37及び38ページ）で述べたとおり、手引（乙50・362及び363ページ）も、温排水による影響につき、漁獲高等漁業それ自体への影響を予測しようとしているものではないことと整合する。

したがって、原告らの主張は理由がない。

- (1) なお、原告らは、さらに、手引（乙50・346及び347ページ）において、魚等の遊泳動物の調査の調査地域等につき、「漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」等の文言が出てくることを根拠に、それらが直接の調査対象となる旨主張するようである（原告準備書面14・38ないし42ページ）が、被告準備書面(7)（37ページ）で述べたとおり、例えば、調査地域についていえば、手引における「漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態を考慮し設定する」との記載は、飽くまで、「学術上又は希少性の観点から」、調査に当たって、漁業操業範囲内に遊泳動物が生息することが多いことに着目し、このことを考慮して調査地域を設定するとの趣旨で記載され

たものにすぎず、かかる遊漁等の実態を直接的な目的として調査すべきものとしているわけではない。

(2) その他の主張について

ア なお、原告らは、魚介類・藻類の生育環境である藻場が発電所アセス省令5条3項2号ハの「生態系」に該当するから、藻場への影響の調査も必要である旨主張する（原告準備書面14・39ページ）。

しかしながら、「生態系」は、別表2で温排水による影響を受ける環境要素に挙がっていないから、本件ではそもそも調査対象とならず、そのような「生態系」の一部としての藻場への影響を調査することは不要である。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

イ 原告らは、主要漁業対象魚種については、卵、稚魚の調査を行っているものの、漁業操業範囲等に関し、成魚の生育状況としては、現地調査の対象となった魚種が少なかったことを挙げ、必要な調査がなされていなかつた旨主張する（原告準備書面14・42及び43ページ）。

しかしながら、環境影響評価における調査については、被告準備書面(7)(35ないし39ページ)で述べたとおり、「海域に生息する動物」が、発電所アセス省令5条3項2号の「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に分類されるものとして（同別表第2参照）、同省令22条1項2号所定のとおり、「学術上又は希少性の観点から」「生息地の分布状況」等を調査する一方で、漁業自体への影響を直接的な調査対象としておらず、それは本件環境影響評価における調査においても同様なのであって、原告らが指摘するような本件における調査状況自体は、上記のような発電所アセス省令に基づく調査を行ったことの端的な証左にはかならない。

原告らがその他に挙げる、サヨリ漁の実態調査や漁業資源となっている底生動物の現地調査がなされていないことについても、上記と同様の理由

によるものである。

3 撤去工事

原告らは、旧発電所の撤去工事が本件環境影響評価手続の対象とされなかつた理由に関し、合理化ガイドラインの趣旨にいう「撤去工事のみ行われている期間は環境影響は著しくない」ということには根拠がなく、撤去工事のみであっても本件環境影響評価手続の対象とすべきである旨主張する（原告準備書面14・45ページ）。

しかしながら、合理化ガイドライン改訂に係る検討に当たって、合理化ガイドラインを適用する際に撤去工事につき環境影響評価を行うか否かについては、「資料4 火力発電所リプレースにおける撤去工事に関する環境アセスメントの取り扱いについて」（乙62）において、既存リプレース事業の中で、撤去工事が工事期間に含まれ、かつ撤去工事のみの期間の存在する6事例について、その撤去工事の概要、工事工程、及び工事による大気質への負荷のピーク、その他項目の予測対象時期等を整理・分析した上で、「以上の事例の整理より、撤去工事のみの期間における大気環境への負荷量（最大値）は工事全体期間中の負荷量に比べて小さく、撤去工事は大気環境悪化の主原因にはなっていないことが示唆された。また、その他の環境影響（騒音・振動、水環境、動植物等）についても、予測対象となる工事中のピーク時は、いずれの事例も撤去工事のみの期間以外の時期であったことから、大気質と同様に撤去工事にかかる環境影響は小さいものと判断できる。」（同24ページ）と結論づけられている。

したがって、合理化ガイドラインの趣旨にいう「撤去工事のみ行われている期間は環境影響は著しくない」ということには、実例に基づいた十分な根拠が認められることから、原告らの主張は失当である。

以上

*2 火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会 平成24年度検討会（ガイドライン改訂）第1回（平成25年1月21日（月））。http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?kid=531#shidai参照。